

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の内容及び期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、アの賞与等の調査を先行して実施した。（※は今回の報告の基礎となった調査項目）

ア 賞与等の調査

(ア) 内容

- ・昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ・民間企業における給与改定の状況等（※）

(イ) 期間

6月29日（月）～7月31日（金）

イ 月例給の調査

(ア) 内容

- ・本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等（※）
- ・本年4月分の初任給の状況（※）

(イ) 期間

8月17日（月）～9月30日（水）

(4) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された10,910事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(ア) 農業，林業

(イ) 漁業

(ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業

(エ) 建設業

(オ) 製造業

(カ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(キ) 情報通信業

(ク) 運輸業，郵便業

(ケ) 卸売業，小売業

(コ) 金融業，保険業

(サ) 不動産業，物品賃貸業

(シ) 学術研究，専門・技術サービス業

(ス) 宿泊業，飲食サービス業

- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (ソ) 教育，学習支援業
 - (タ) 医療，福祉
 - (チ) 複合サービス事業
 - (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
- イ 調査対象職種
54 職種（うち初任給関係職種 12 職種）

(5) 調査対象の抽出

- ア 事業所の抽出
上記(4)のイに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,228 事業所を無作為に抽出選定した。
- イ 従業員の抽出
調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。
なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。
- ウ 調査実人員
45,371 人（うち初任給関係職種 5,168 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模 規 模 計	規 模 計				
		3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	事業所 2	事業所 1	事業所 0	事業所 0	事業所 1	事業所 0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	57	9	12	13	17	6
製 造 業	163	27	40	36	49	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	171	26	31	22	66	26
卸 売 業 ， 小 売 業	116	19	13	20	58	6
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不動産業，物品賃貸業	65	37	6	8	10	4
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医療，福祉，サービス業	152	35	26	16	48	27
計	726	154	128	115	249	80

(注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が502事業所あった。
 2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	84.5 %	80.2 %	23.0 %	11.4 %	45.8 %	4.3 %	15.5 %
課 長 級	76.7 %	72.9 %	20.4 %	10.2 %	42.3 %	3.8 %	23.3 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 12 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,331 円
配 偶 者 と 子 1 人	21,346 円
配 偶 者 と 子 2 人	29,182 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,000円（行政職給料表（一）4級等の職員は3,000円）、子については、1人につき9,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

第 13 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	210,512	212,353	210,207	205,651
		短 大 卒	181,401	188,440	176,492	* 179,193
		高 校 卒	178,867	* 170,049	183,664	* 174,453
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	212,802	218,929	213,875	* 196,110
		短 大 卒	188,934	* 190,466	* 191,496	* 181,475
		高 校 卒	178,045	174,427	182,569	* 160,780
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	211,146	213,637	211,307	202,179
		短 大 卒	183,857	188,710	182,586	* 180,102
		高 校 卒	178,448	172,445	183,106	* 168,945
新 卒 研 究 員		大 学 卒	x	—	x	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 219,621	x	x	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は調査事業所が1事業所、「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 14 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.6	794,217	794,117	100	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	52.0	727,830	725,608	2,222	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	51.1	653,287	649,374	3,913	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.8	602,147	596,103	6,044	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	45.1	596,535	554,936	41,599	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	42.5	464,483	411,252	53,231	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	38.4	380,312	334,501	45,811	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	35.1	335,985	295,434	40,551	
工 場 長	52.1	894,703	891,904	2,799	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	51.8	672,991	669,389	3,602	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.3	650,108	646,403	3,705	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	48.4	575,193	563,878	11,315	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	45.2	515,142	451,637	63,505	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	44.2	467,456	398,819	68,637	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	42.4	439,477	365,224	74,253	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	33.3	339,256	285,475	53,781	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第14表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第14表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第14表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第14表において同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
研 究 所 長		54.0	915,002	915,002	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 (課) 長		47.3	644,925	644,327	598	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 (係) 長		48.3	550,365	531,616	18,749	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		38.7	440,158	408,072	32,086	下記研究員より上位の者
研 究 員		40.1	458,595	390,257	68,338	
研 究 補 助 員		30.1	329,112	307,056	22,056	

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		63.5	1,119,000	1,119,000	0	
大 学 副 学 長		63.2	914,090	914,090	0	
大 学 学 部 長		61.2	895,264	895,264	0	
大 学 教 授		57.6	726,501	726,501	0	
大 学 准 教 授		47.4	602,148	602,148	0	
大 学 講 師		44.4	510,379	510,379	0	
大 学 助 教		38.3	402,874	402,874	0	
高 等 学 校 校 長		63.3	773,179	773,179	0	
高 等 学 校 教 頭		57.2	693,248	690,288	2,960	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		50.3	605,323	597,490	7,833	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		43.6	486,497	478,872	7,625	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	時間外手当		
			所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長	歳 50.8	円 1,224,335	円 1,217,705	円 6,630	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	36.5	899,086	868,632	30,454	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	29.2	724,798	662,676	62,122	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	24.6	516,216	477,550	38,666	
運 航 士	—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長	52.6	642,702	480,056	162,646	
甲 板 手 ・ 操 機 手	35.9	485,285	371,007	114,278	
甲 板 員 ・ 機 関 員	23.1	327,056	262,294	64,762	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	時間外手当		
			所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手	歳 —	円 —	円 —	円 —	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	40.4	390,961	307,382	83,579	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛	46.4	389,563	314,690	74,873	
用 務 員	60.4	368,800	368,800	0	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区分 職種	平均 年齢	平均給与額			備考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支店長	52.5	822,172	822,055	117	構成員50人以上の支店(社)の長(5級)
事務部長	52.2	772,150	770,594	1,556	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
事務部次長	51.2	680,924	675,944	4,980	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
事務課長	47.9	624,080	617,618	6,462	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
事務課長代理	44.5	626,435	579,535	46,900	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事務係長	41.8	474,386	414,291	60,095	係の長及び係長級専門職(3級)
事務主任	38.4	396,890	350,462	46,428	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
事務係員	36.2	349,689	304,059	45,630	(1級)
工場長	52.3	972,330	968,986	3,344	構成員50人以上の工場の長(5級)
技術部長	52.5	710,922	708,604	2,318	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
技術部次長	53.6	759,403	757,679	1,724	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
技術課長	49.1	590,477	583,228	7,249	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
技術課長代理	45.1	529,960	479,642	50,318	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
技術係長	46.3	506,073	429,101	76,972	係の長及び係長級専門職(3級)
技術主任	45.1	473,186	392,619	80,567	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
技術係員	33.3	343,935	287,816	56,119	(1級)

(注) 「備考」欄の()内は、行政職給料表(一)の対応級である(第14表その2において同じ。)

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

区分 職種	平均 年齢	平均給与額			備考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支店長	53.1	622,715	622,715	0	構成員50人以上の支店(社)の長(4級)
事務部長	51.8	666,607	665,333	1,274	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(4級)
事務部次長	51.1	598,567	597,128	1,439	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(4級)
事務課長	47.8	551,251	546,989	4,262	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(3級)
事務課長代理	46.7	523,707	496,631	27,076	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事務係長	44.0	452,294	411,812	40,482	係の長及び係長級専門職(2級)
事務主任	38.3	362,160	316,484	45,676	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(1級、一部は2級)
事務係員	33.5	320,406	285,975	34,431	(1級)
工場長	51.0	496,160	496,160	0	構成員50人以上の工場の長(4級)
技術部長	50.8	618,069	613,211	4,858	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(4級)
技術部次長	49.3	555,479	552,545	2,934	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(4級)
技術課長	46.5	539,200	518,501	20,699	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(3級)
技術課長代理	45.0	501,923	429,823	72,100	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
技術係長	43.0	446,705	387,616	59,089	係の長及び係長級専門職(2級)
技術主任	39.5	401,610	339,997	61,613	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(1級、一部は2級)
技術係員	33.1	337,605	284,804	52,801	(1級)

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

区分 職種	平均 年齢	平均給与額			備考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事務部長	49.6	604,209	584,270	19,939	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事務部次長	47.8	526,107	522,099	4,008	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事務課長	46.5	469,316	460,005	9,311	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事務課長代理	44.9	430,276	392,098	38,178	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事務係長	40.8	390,890	343,637	47,253	係の長及び係長級専門職（2級）
事務主任	39.4	309,831	273,466	36,365	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事務係員	36.4	319,747	282,494	37,253	（1級）
工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技術部長	48.6	548,590	533,987	14,603	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技術部次長	49.2	461,809	409,709	52,100	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技術課長	47.3	480,192	441,690	38,502	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技術課長代理	50.3	531,625	410,630	120,995	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技術係長	40.4	389,159	308,045	81,114	係の長及び係長級専門職（2級）
技術主任	33.4	326,751	245,213	81,538	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技術係員	35.4	304,023	266,444	37,579	（1級）